

内部質保証の方針

学校法人武庫川学院が設置する大学院、大学、短大（以下、「本学」という。）では、内部質保証の方針を次のとおり定める。

1. 基本方針

- (1) 本学は、立学の精神に基づく教育理念の実現に向けて、教育研究をはじめとする諸活動の状況について自ら定期的に点検・評価を行い、質向上を図るとともに、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを自らの責任で明示し、その結果を踏まえてさらなる改善・改革を恒常的・継続的に推進する。
- (2) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として「教学マネジメント委員会」を置く。「教学マネジメント委員会」のメンバーは学長、副学長、事務局長、教学局長、教育開発推進室長、法人室長、その他学長が必要と認めたものとし、委員長は学長とする。また、質保証について組織内の理解を促進し、学内の恒常的サイクルとして定着させる。

2. 体制・役割

- (1) 本学では学則に定める通り「教授会」、「研究科委員会」を中心に各学部、学科、研究科の運営を行う。教学に関する全学的な重要事項については「評議会」、「大学院委員会」において、教員の任用並びに昇格等に関する事項については「人事委員会」でそれぞれ審議する。
- (2) 全学における自己点検・評価活動を統括する組織として、副学長を議長とする「自己評価委員会」を置く。「自己評価委員会」は全学の自己点検・評価結果を「教学マネジメント委員会」に報告する。「教学マネジメント委員会」は報告を受けて協議を行い、改善・改革等が必要と思われる事項について、学部・学科・研究科・その他部局のそれぞれの長に提示する。当該組織の長は該当事項に関する改善計画・改善結果を「教学マネジメント委員会」に提出・報告する。この提出・報告は「自己評価委員会」への提出・報告をもって代えることができる。
- (3) 「自己評価委員会」が全学的観点から自己点検・評価を行うために「学部・研究科自己評価委員会」を置く。「学部・研究科自己評価委員会」では、学部・研究科における自己点検・評価を行い、「自己評価委員会」に報告する。「学部自己評価委員会」は「学科自己評価委員会」を置くことができる。
- (4) 「教学マネジメント委員会」からの本学の教育活動に関する諮問について協議する組織として、副学長を議長とする「教育改革推進委員会」を置く。自己点検・評価結果に基づき「教学マネジメント委員会」が改善事項を検討するにあたり「教育改革推進委員会」に意見を求める。これに対して「教育改革推進委員会」は具体的な改善方法等を検討し「教学マネジメント委員会」に上程する。
- (5) 本学の内部質保証推進の状況について「監査室」が主体となって検証する。